

【議事概要】 第 37 回那覇市危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス感染症）

会議名	第 37 回 那覇市危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス感染症）
日時	令和 5 年 5 月 2 日（火） 午前 11 時 05 分 ～午前 11 時 30 分
場所	本庁舎 5 階 庁議室
構成員	【本部長】 知念市長【副本部長】 古謝副市長、金城副市長【本部員】 各部局長等 【他構成員】 秘書広報課長等 【事務局】 防災危機管理課
内容	下記、議事概要のとおり
配布資料	第 37 回那覇市危機管理対策本部（新型コロナウイルス感染症対策）会議

【議事概要】

本部長（知念知念市長）コメント

- 市民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。
- 今年の春先においては、県内の新規陽性者数は全国でも低位にとどまっておりましたが、4月以降、感染が拡大していることから、今後の動向を注視する必要があります。
- 県の警戒レベルは感染小康期の1の状態ではありますが、感染拡大を抑えるためにも、基本的な感染対策を続けていただけますようお願いいたします。
- さて、本日の会議では、5月8日以降に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行されることを受け、今後の対処方針についての確認をしたところでございます。
- 市庁舎におけるマスク着用については、3月13日以降、来庁者の皆様については、「個人の判断に委ねる」としておりました。
また市職員については、この度、「5類」に移行されることを受け、市民の皆様と同様に、「個人の判断に委ねる」とこといたしました。
- しかしながら職員に対しては、市民の皆様安心して公共サービスを受けていただくためにも、引き続き、場面に応じた感染症対策を実施するよう、指示してまいります。
- また、ワクチン接種につきましては、重症化リスクの高い、高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に、5月8日から各医療機関において令和5年春（はる）開始（かいし）接種が順次始まります。
また、5月20日から、ともかぜ振興会館及び那覇市職員厚生会ホールにおいて、集団接種を実施いたします。
- そのほか、5月7日をもって、令和2年2月より設置した「危機管理対策本部」については閉鎖し、以降は、保健所での「健康危機管理対策本部」において、適切に対処していくことも確認したところです。
- 最後になりますが、「5類」への移行に伴い、いよいよ社会経済活動が本格化します。
市民の皆様におかれましては、油断せず、日頃から3密を回避し、換気・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。

番号	案件名	対処方針等
1	<p>1. 新型コロナウイルス感染対策に関する対処方針について （5月8日から感染症法上の5類へ変更後）</p>	<p>（1）本市の体制について（庁舎管理・職員サービスなど） 【総務部長】 コロナ感染症5類移行に伴い、5月8日以降は次のとおりとなる。</p> <p>1 市職員のマスク着用について、個人判断となります。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触となった場合、及びワクチン接種に関する職専免、特別休暇については終了となる。これは国の通知に準じています。また、コロナ陽性となった場合は、季節性インフルエンザと同じく傷病休暇の対象となります。</p> <p>3 感染症拡大防止のために行う、職員の早出、遅出勤務の臨時的運用について、当勤務の申請が一月単位であることを鑑み、令和5年5月31日で終了。これに伴い、会計年度任用職員における早出、遅出勤務についても終了。</p> <p>職員対象の公共交通機関の混雑緩和及び介護に伴う、早出、遅出勤務については、以前から運用していることから継続していく。</p> <p>4 在宅勤務については終了。</p> <p>5 本庁舎屋上の喫煙所について、次の条件付きで閉鎖解除。</p> <p>（1）人と人の距離を確保すること （2）各自で携帯灰皿を持参して吸い殻等を持ち帰ること （3）ドア内側に煙が流れ込まないようにドア開閉は極力短時間で行うこと （4）喫煙後はエレベーター利用を控えることなどを注意事項としている。</p> <p>6 庁舎等出入口付近での検温、手指消毒薬の設置は当分の間継続する。</p> <p>7 執務室内の換気について、本庁舎内の窓を開けて行う換気は終了する。理由としては、機械換気を行っているので問題ないと考えている。ただし、本庁舎以外の施設及び所属長が必要と認めた場合には、適宜換気を実施する。</p> <p>8 窓口及び執務室内のパーテーションの設置について、コロナ禍前の状態に戻すことを原則とするが、各部署、特に窓口対応が多い部署においては、課の判断で全部又は一部を継続することも差し支えない。</p>

	<p>【健康部長】 執務室内の換気について、現在の換気と呼び掛ける庁内アナウンスは終了となるのか。</p> <p>【総務部長】 終了します。</p> <p>【古謝副知念市長】 パーティションの設置について、各課の判断とあったが、そうすると各課で設置状況にばらつきが出ると思うが問題ないか。</p> <p>【総務部長】 設置状況にばらつきが出てしまうかもしれないので、関係課で調整のうえ、最終的には課で判断していただきたい。 高齢者や基礎疾患をお持ち方が来られる窓口については、配慮が必要だと考えている。</p> <p>（２）保健所の体制について（健康部）</p> <p>【健康部長】 令和５年５月８日から那覇市健康危機レベルを４から３に引き下げる。那覇市危機管理対策本部を廃止した後も那覇市保健所健康危機管理対策本部（以下「保健所対策本部」という。）は継続する。 特段の状況とならない限り、令和５年６月１日をもって那覇市健康危機レベルを３から２に引き下げて保健所対策本部も廃止することを予定している。</p> <p>【知念市長】 議案（１）、（２）について承認でよろしいか。</p> <p>【構成員】 意義なし。承認。</p> <p>【知念市長】 ただいま承認を受けましたので、那覇市危機管理対策本部要綱に基づき、令和２年２月に設置した那覇市危機管理対策本部は令和５年５月７日をもって廃止し、５月８日以降は、保健所対策本部にて対応することを考えている。那覇市健康危機レベル３へ引き下げとなれば、令和５年５月７日をもって那覇市危機管理対策本部は廃止とする。</p>
--	--

2	その他	<p>【学校教育部長】</p> <p>1 令和5年5月8日以降の学校の対応について</p> <p>(1) 家庭との連携による児童の健康状態の把握は継続するが、現在行っている個人の検温シート等の提出は行わない。</p> <p>(2) 適切な換気を確保する。</p> <p>(3) 手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導を行う。</p> <p>(4) マスク着用は求めない。</p> <p>(5) 給食時の黙食は必要ない。</p> <p>2 児童生徒が発症した場合の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none">・発症日を0日目として5日間は出席停止。発症後5日間経過後も熱やのどの痛みがある場合は、熱及び喉の痛みが引いてから 24 時間経過するまでは出席停止。 <p>3 濃厚接触者の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者は特定されることはなくなるため、家族などが感染しても登校は可能。 <p>4 感染不安による欠席について</p> <ul style="list-style-type: none">・理由ありの欠席とする。ただし、児童生徒本人や同居家族に基礎疾患があるなど、合理的な理由があると学校長が認めた場合には、欠席ではなく出席停止として扱う。 <p>5月1日付けで学校保護者向けに文書を発出した。</p>
---	-----	--